

## 【イギリス】新型コロナウイルス対策のための規則の制定等

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2020年1月末以降、イギリスでは、国内における新型コロナウイルス感染者の発見や、国外における当該ウイルス感染の拡大を踏まえ、対策のための規則が制定された。

### 1 規則制定に至る経緯

イギリスでは、2020年1月31日、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が2名発見された<sup>1</sup>。その後も、国外で当該ウイルスの感染が拡大するとともに、国内で数名の感染者が続けて発見されるに至った（いずれもイングランド）<sup>2</sup>。そこで、政府は、同年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年健康保護（コロナウイルス）規則<sup>3</sup>（以下「2020年規則」）を制定した。当該規則は、全16か条から成る。制定後、即時に施行され、施行期間が2年間の時限規定である。なお、2020年規則の適用範囲はイングランドのみであり、イギリスの他の地域（ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド）に関しては、当局に通知すべき疾病又は外国人旅行者等の治療費を免除する疾病に、新型コロナウイルス感染症を追加する小規模な規則改正が行われるにとどまっている<sup>4</sup>。

### 2 規則制定の根拠

2020年規則制定の根拠となったのは、1984年公衆衛生（疾病管理）法<sup>5</sup>である。同法第2A部「公衆衛生の保護」は、感染症又は化学物質若しくは放射線による汚染から生じる脅威に対して住民を保護する法的根拠を提供し、自発的な協力が得られない場合に、人、物及び施設に政府が制限を課すことを認めている<sup>6</sup>。

具体的には、第2A部のうち第45C条が、担当大臣（保健・社会的介護担当大臣）に対して、感染又は汚染の発生又は拡大について、予防、保護、統制等のための規則を制定する権限を与えている。また、同じく第45B条は、航空機を始めとした輸送機関による公衆衛生上の危険又は感染若しくは汚染の拡大を予防するために、輸送機関の停止、乗客の診察、拘束又は隔離等を内容とする規則を制定する権限を与えている。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

<sup>1</sup> “CMO confirms cases of coronavirus in England,” 31 January 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/cmo-confirms-cases-of-coronavirus-in-england>>

<sup>2</sup> “CMO confirms third case of coronavirus in England,” 6 February 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/cmo-confirms-third-case-of-coronavirus-in-england>>; “CMO confirms fourth case of coronavirus in England,” 9 February 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/cmo-confirms-fourth-case-of-coronavirus-in-england>>

<sup>3</sup> The Health Protection (Coronavirus) Regulations 2020 No.129. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/129/contents/made>> なお、規則とは、議会制定法により委任された権限に基づき制定される二次的な立法である。

<sup>4</sup> イギリス国立公文書館が管理する法令情報ウェブサイト“Legislation.gov.uk” <<http://www.legislation.gov.uk/>> を「coronavirus」「CoV」「COVID」の検索語で検索した結果による。

<sup>5</sup> Public Health (Control of Disease) Act 1984 c.22. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1984/22/contents>>

<sup>6</sup> Explanatory Memorandum to the Health Protection (Coronavirus) Regulations 2020 No.129, p.2. <[http://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/129/pdfs/uksiem\\_20200129\\_en.pdf](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/129/pdfs/uksiem_20200129_en.pdf)>

### 3 規則の要点

#### (1) 対象者（第4条）

主務大臣、又は、イングランド公衆衛生庁に勤務する登録された公衆衛生専門医（registered public health consultant）（以下「主務大臣等」）は、①新型コロナウイルスに感染していると疑うに足る合理的な根拠がある者若しくは他者に感染させるおそれがあると考えられる者、又は、②イギリス国外からイングランドに到着した者（北アイルランド、スコットランド及びウェールズを経由した場合を含む。）若しくは到着前14日以内に感染地域<sup>7</sup>を出発したと疑うに足る合理的な根拠がある者（以下「対象者」）に対して、検査を行い、その結果に応じて適切な制限を課すことができる。

#### (2) 対象者の義務（第6条）

対象者は、健康又はその他の情報（旅行履歴、接触した可能性のある人物等）についての質問に回答すること、健康の評価に役立つ文書を作成すること、鼻咽頭分泌物又は血液のサンプルの採取に同意すること又は当該サンプルを提供することが義務付けられる。

#### (3) 対象者の隔離等（第7条・第8条）

新型コロナウイルスに感染しているか又は感染していると疑うに足る合理的な根拠があり、かつ、他者に感染するおそれを軽減又は除去するために必要かつ適切である場合、主務大臣等は、対象者を隔離<sup>8</sup>することができる。主務大臣等は、隔離の終了後であっても、他者への感染のおそれを軽減又は除去するために必要かつ適切であると考えられる場合、14日の範囲内で、対象者の旅行、活動及び特定の人物との接触を制限することができる。

#### (4) 隔離の実施（第13条）

警察官は、隔離のために、指定された適切な場所に対象者を誘導する。対象者が隔離場所から逃亡した場合、当該者を拘束し、隔離場所に戻すか、又は、その他の指定された適切な場所に誘導する。

### 4 行動計画の策定

2020年3月3日、政府は、法令レベルとは別に、新型コロナウイルスに対する行動計画<sup>9</sup>を策定した。当該計画は、①感染症の封じ込め対策（初期の感染事例に対して接触範囲を特定し、感染者を隔離すること等）を行う局面、②封じ込めができなかった場合に、感染症の流行の開始を遅らせるための対策を行う局面、③迅速な診断手法、ワクチン開発等の研究活動を支援する局面、④感染が拡大した場合に、必要不可欠なサービスを提供し、最も危険な状態にある者が適切な治療を受けられるようにするなど、被害の緩和を目指す局面に分けて対策を記述している。行動計画によれば、策定時点において、イギリスは、封じ込め対策と研究活動に重点を置く段階にある<sup>10</sup>。なお、この行動計画は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを対象としている。

<sup>7</sup> 感染地域とは、主務大臣が新型コロナウイルスの人から人への持続的な感染が考えられると宣言した地域（国）又は当該地域からイギリスへの旅行により感染を持ち込むおそれが高い地域をいう（第2条）。

<sup>8</sup> 隔離場所は、①2020年規則の適用上、主務大臣により指定された施設、②対象者の自宅、③病院、又は、④その他の適切な場所とされている（第2条）。

<sup>9</sup> “Coronavirus: action plan – A guide to what you can expect across the UK,” 3 March 2020. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/869827/Coronavirus\\_action\\_plan\\_-\\_a\\_guide\\_to\\_what\\_you\\_can\\_expect\\_across\\_the\\_UK.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/869827/Coronavirus_action_plan_-_a_guide_to_what_you_can_expect_across_the_UK.pdf)>

<sup>10</sup> *ibid.*, p.11.